

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会

第2回常任委員会



行こう。それぞれの頂へ。



長野県 PR キャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

書面表決日：令和7年8月1日（金）

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 佐久市準備委員会 第 2 回常任委員会 次第

1 報告事項

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 常任委員の変更について（P 3）

2 議 事

- ・第 1 号議案 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 専門委員会組織の構成（案）（P 4～8）

◆参考資料

参考資料 1 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 専門委員会規程 （P 9～10）

参考資料 2 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 組織図 （P 11）

参考資料 3 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 会則（P 12～15）

参考資料 4 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市開催基本方針（P 16）

参考資料 5 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 総会から常任委員会への委任事項（P 17）

参考資料 6 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 常任委員会名簿（P 18～19）

**第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 常任委員の変更について**

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会会則第 8 条第 1 項に基づき、令和 7 年 1 月 28 日から令和 7 年 8 月 1 日までの間における第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会常任委員の変更について、次のとおり報告します。

【副委員長 2 名】

選出区分	所属機関・団体名等・役職	新任者	前任者
市議会関係	佐久市議会 議長	清水 秀三郎	江本 信彦
市教育委員会関係	佐久市教育委員会 教育長	神津 長生	吉岡 道明

【常任委員 17 名】

選出区分	所属機関・団体名等	新任者	前任者
市議会関係	佐久市議会 副議長	小林 歳春	三石 義文
	佐久市議会総務文教委員会 委員長	渡辺 康德	小林 歳春
	佐久市議会経済建設委員会 委員長	加藤 夕紀子	清水 秀三郎
	佐久市議会社会委員会 委員長	小林 英朗	高柳 博行
	佐久市議会予算決算委員会 委員長	高柳 博行	土屋 啓子
行政関係	佐久警察署 署長	吉池 正人	布施谷 昌
学校関係	佐久市校長会 理事長	仲沢 いずみ	塚田 直道
スポーツ・競技関係	佐久市スポーツ推進審議会 会長	篠原 一郎	—
	佐久市スポーツ推進委員会 会長	岩月 直之	大塚 寛美
宿泊・観光関係	佐久市観光協会 会長	伊藤 康弘	春原 晃夫
医療関係	佐久医師会 会長	菅原 敏明	雨宮 雷太
社会関係団体	佐久市区長会 会長	小嶋 秀文	柳澤 本樹
市関係	佐久市総務部 部長	東城 洋	重田 善行
	佐久市企画部 部長	木内 雅弘	東城 洋
	佐久市福祉部 部長	小池 誠	遠藤 修
	佐久市経済部 部長	木内 孝昭	中澤 幸二
	佐久市教育委員会事務局社会教育部 部長	春山 也寸志	工藤 隆雄

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 専門委員会組織の構成（案）

1 専門委員会とは

常任委員会からの ①付託事項（※ 1）についての調査・審議

②委託事項（※ 2）についての審議・決定 を行う組織。

※ 1 付託事項（基本計画等） ⇒調査・審議 → 常任委員会で承認

※ 2 委託事項（要項等） ⇒審議・決定 → 常任委員会に報告

*** 佐久市では、（１）総務企画専門委員会 （２）競技式典専門委員会
（３）宿泊衛生専門委員会 （４）輸送交通専門委員会 を設置。**

2 各専門委員会の調査・審議・決定事項

（１）総務企画専門委員会

- ①総務企画に関すること（大会運営、識別用品、保険、遺失物・拾得物 等）
- ②財務に関すること（予算、スポンサー協賛 等）
- ③広報に関すること（啓発活動、関連イベント、大会報告書 等）
- ④市民運動に関すること（ボランティア募集・運用、大会観戦、歓迎・応援のぼり旗 等）
- ⑤観光・おもてなしに関すること（総合案内所、休憩所、売店、歓迎・応援装飾 等）
- ⑥他の専門委員会に属さない事項に関すること

（２）競技式典専門委員会

- ①競技に関すること（リハーサル大会・本大会の運営、役員・ボランティア、関連物品、練習会場 等）
- ②式典に関すること（来賓等関係者確認、運営補助 等）
- ③施設に関すること（設営準備計画、会場整備、情報発信 等）
- ④その他競技式典に関すること

（３）宿泊衛生専門委員会

- ①宿泊に関すること（宿泊・配宿計画 等）
- ②医事及び衛生に関すること（医療救護、防疫、食品衛生、環境衛生 等）
- ③その他宿泊衛生に関すること

（４）輸送交通専門委員会

- ①輸送及び交通に関すること（輸送計画、駐車場配置計画、車両誘導計画 等）
- ②警備及び消防に関すること（警護、警備員配置計画、地域防災計画、消防防災 等）
- ③その他輸送交通に関すること

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 総務企画専門委員会（案）

選出区分	機関・団体名	役職名	氏名
学校関係	佐久市校長会		
	佐久地区高等学校校長会		
	(学)佐久学園佐久大学		
スポーツ・競技関係	(特非)佐久市スポーツ協会		
	佐久市スポーツ推進委員会		
産業・経済関係	佐久商工会議所		
	臼田町商工会		
	浅科商工会		
	佐久市望月商工会		
	佐久物産振興会		
宿泊・観光関係	佐久市観光協会		
	佐久浅間農業協同組合		
社会団体関係	佐久市区長会		
	(福)佐久市社会福祉協議会		
市関係	佐久市総務部総務課		
	佐久市企画部企画課		
	佐久市企画部広報広聴課		
	佐久市経済部商工振興課		
	佐久市経済部観光課		
	佐久市教育委員会事務局 学校教育課		

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 競技式典専門委員会（案）

選出区分	機関・団体名	役職名	氏名
スポーツ・競技関係	(特非)佐久市スポーツ協会		
	長野県柔道連盟		
	長野県空手道連盟		
	長野県野球協会		
	長野県軟式野球連盟		
	長野県アーチェリー協会		
	佐久市スポーツ少年団		
	佐久柔道連盟		
	佐久市柔道協会(佐久市スポーツ協会柔道部)		
	佐久市空手協会		
	佐久地区野球協会		
	長野県軟式野球連盟佐久市支部(佐久市スポーツ協会軟式野球部)		
	岸野スポーツクラブ		
	(特非)もちづき総合型クラブ		
	長野県武術太極拳連盟		
	長野県少林寺拳法連盟		
市関係	佐久市教育委員会事務局 スポーツ課		

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 宿泊衛生専門委員会（案）

選出区分	機関・団体名	役職名	氏名
行政関係	長野県佐久保健福祉事務所		
宿泊・観光関係	佐久市観光協会		
	佐久市ホテル旅館組合		
	佐久食品衛生協会		
	佐久市食生活改善推進協議会		
学校関係	佐久総合病院看護専門学校		
医療関係	佐久医師会		
市関係	佐久市福祉部福祉課		
	佐久市経済部観光課		
	佐久市市民健康部健康づくり 推進課		
	佐久市環境部生活環境課		
	国保浅間総合病院		

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 輸送交通専門委員会（案）

選出区分	機関・団体名	役職名	氏名
行政関係	佐久警察署		
	佐久広域連合消防本部		
輸送・交通	(公財)長野県バス協会		
	(一社)長野県タクシー協会 佐久支部		
	東日本旅客鉄道(株)長野支社小 海線統括センター		
	東日本旅客鉄道(株)長野支社佐 久平駅		
警備・消防関係	佐久交通安全協会		
	川西交通安全協会		
	南佐久交通安全協会		
	佐久消防署		
	佐久市消防団		
市関係	佐久市総務部危機管理課		
	佐久市環境部生活環境課		
	佐久市建設部土木課		

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 佐久市準備委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会会則（令和 6 年 8 月 27 日施行）第 13 条第 3 項の規定に基づき、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第 2 条 専門委員会の名称並びに第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を置き、委任事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員（以下「部会委員」という。）は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

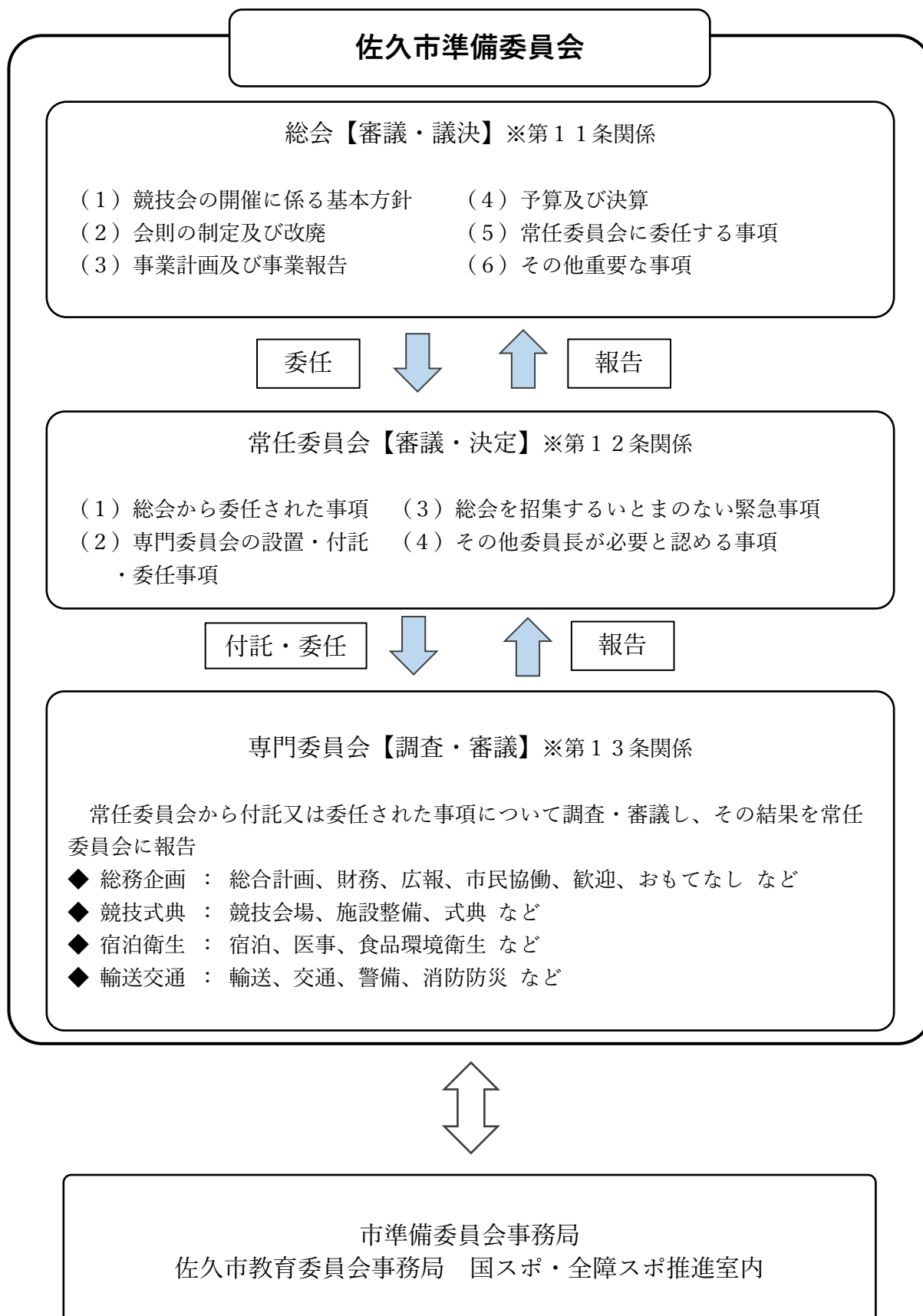
附 則

この規程は、令和7年1月28日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 観光及びおもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 組織図



**第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 会則**

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会において、佐久市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 佐久市を代表する者
- (2) 佐久市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 40 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、佐久市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - （1） 総会から委任された事項に関すること。
 - （2） 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - （3） 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - （4） その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、佐久市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年8月27日から施行する。

(経過措置)

2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和7年3月31日までとする。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 佐久市開催基本方針

1 基本方針

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催により、国内トップレベルのアスリートの魅力に触れることは、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた市民の健康増進や生きがいづくりに寄与し、本市の目指す将来都市像である「快適健康都市 佐久」を実現するため極めて重要な機会となります。

また、大会の開催を佐久市の魅力を全国に発信する絶好の機会として捉え、市民一丸となった取り組みにより連帯感を高め、地域活性化や共に支え合う社会の実現に寄与する大会を目指します。

2 実施目標

(1) 競技スポーツの推進につながる大会

トップアスリートのプレーに触れ、競技スポーツへの関心を高めることにより、競技人口の増加、競技力の向上をはじめ、指導者や次世代の育成など将来にわたる競技スポーツの推進につながる大会を目指します。

(2) 生涯にわたりスポーツに親しむ環境をつくる大会

大会を通じて、市民のスポーツや生きがいづくりに対する意欲や関心を高め、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しみ、心身の健康づくりのための生涯スポーツに触れる環境をつくる大会を目指します。

(3) 佐久市の魅力を発信する大会

本市の持つ歴史、文化、自然、食などを生かし、市民の心をひとつにしたおもてなしでお迎えすることで、本市の魅力を全国に発信し地域の活性化につながる大会を目指します。

(4) 共に支え合う社会づくりに貢献する大会

市民が「する」、「みる」、「ささえる」といった、それぞれの立場で大会に関わることにより、関係者が様々な関わり持ち、結びつきを強め、誰もが互いに尊重し支え合う社会づくりに貢献する大会を目指します。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 総会から常任委員会への委任事項

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会佐久市準備委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場、競技運営及び式典に関すること。
- 3 宿泊、医事及び衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

**第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
佐久市準備委員会 常任委員会名簿**

【委員長 1 名】

(順不同・敬称略)

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
1	市関係	佐久市	市長	柳田 清二

【副委員長 4 名】

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
2	市議会関係	佐久市議会	議長	清水 秀三郎
3	スポーツ・ 競技関係	特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会	会長	伊坂 倉一
4	市関係	佐久市	副市長	畠山 啓二
5	市教育委員会 関係	佐久市教育委員会	教育長	神津 長生

【常任委員 31 名】

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
6	市議会関係	佐久市議会	副議長	小林 歳春
7		佐久市議会総務文教委員会	委員長	渡辺 康德
8		佐久市議会経済建設委員会	委員長	加藤 夕紀子
9		佐久市議会社会委員会	委員長	小林 英朗
10		佐久市議会予算決算委員会	委員長	高柳 博行
11		佐久市議会スポーツ振興議員連盟	会長	小林 貴幸
12	行政関係	佐久警察署	署長	吉池 正人
13	学校関係	佐久市校長会	理事長	仲沢 いずみ
14		佐久地区高等学校校長会	長野県佐久平総合 技術高等学校校長	上原 一善
15	スポーツ・ 競技関係	長野県柔道連盟	副会長	勝見 藤一
16		長野県空手道連盟	会長	根橋 寛
17		長野県野球協会	会長	赤尾 正雄
18		長野県軟式野球連盟	会長	赤尾 正雄
19		長野県アーチェリー協会	会長	村上 正之
20		佐久市スポーツ推進審議会	会長	篠原 一郎
21		佐久市スポーツ推進委員会	会長	岩月 直之
22	産業・ 経済関係	佐久商工会議所	会頭	中川 正人
23		佐久物産振興会	会長	阿部 博隆
24	宿泊・ 観光関係	佐久市観光協会	会長	伊藤 康弘
25		佐久市ホテル旅館組合	組合長	清水 秀三郎
26		佐久浅間農業協同組合	代表理事組合長	高柳 利道
27	輸送・ 交通関係	公益社団法人長野県バス協会	東信エリア代表	白鳥 明
28		一般社団法人長野県タクシー協会佐久支部	支部長	両川 博之
29	医療関係	佐久医師会	会長	菅原 敏明

No.	選出区分	所属機関・団体名等	役 職	氏 名
30	社会団体関係	佐久市区長会	会長	小嶋 秀文
31		社会福祉法人佐久市社会福祉協議会	会長	小林 光男
32	市関係	佐久市総務部	部長	東城 洋
33		佐久市企画部	部長	木内 雅弘
34		佐久市福祉部	部長	小池 誠
35		佐久市経済部	部長	木内 孝昭
36		佐久市教育委員会事務局社会教育部	部長	春山 也寸志

合計 36 名